

特別高圧ウィークエンド電力A

(特別高圧需要に対する電気供給条件)

令和5年6月1日実施

沖縄電力株式会社

目 次

I	本 則.....	1
1	適 用.....	1
2	供給条件の変更.....	1
3	適 用 範 囲.....	1
4	季節区分および平日休日区分.....	1
5	料 金.....	2
6	使用電力量の計量.....	4
7	契 約 期 間.....	4
8	そ の 他.....	4
II	実 施 細 目.....	6
1	適 用 範 囲.....	6
2	そ の 他.....	6
附	則	8
別	表	9

I 本 則

1 適 用

この特別高圧需要に対する電気供給条件(以下「この供給条件」といいます。)は、次の地域に適用いたします。

沖縄県(当社が定める離島等供給約款の適用地域を除きます。)

2 供給条件の変更

- (1) 当社は、契約期間満了前であっても、この供給条件を変更することがあります。この場合、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (2) 消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この供給条件を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の供給条件によります。
- (3) 当社は、(1)または(2)により供給条件を変更する場合は、変更内容のみを電子メールの送信または電磁的方法(お客さまにあらかじめ当社所定のインターネットサイトに登録いただき、そのインターネットサイトにお知らせする方法をいいます。)等によりお客さまにお知らせいたします。

3 適 用 範 囲

標準的な電気供給条件(特別高圧)(令和5年6月1日実施。以下「標準的な電気供給条件」といいます。なお、当社が標準的な電気供給条件を変更した場合は、変更後の供給条件によります。)の特別高圧電力Aの適用範囲に該当する需要で、当社との協議がととのった場合に適用いたします。

4 季節区分および平日休日区分

- (1) 季節区分は、次のとおりといたします。

イ 夏 季

毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

ロ その他 季

毎年10月1日から翌年の6月30日までの期間をいいます。

(2) 平日休日区分は、次のとおりといたします。

イ 平 日

ロにいう休日以外の日をいいます。

ロ 休 日

別表（休日扱い日）に定める日をいいます。

5 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および標準的な電気供給条件別表1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、(3)によって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、標準的な電気供給条件別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を下回る場合は、標準的な電気供給条件別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、標準的な電気供給条件別表3（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が81,500円を上回る場合は、標準的な電気供給条件別表3（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものとし、標準的な電気供給条件別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を下回る場合は、標準的な電気供給条件別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を差し引いたものとし、標準的な電気供給条件別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)イによって算定された離島平均燃料価格が79,300円を上回る場合は、標準的な電気供給条件別表4（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額を加えたものといたします。

(1) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合（8〔その他〕(1)の特別高圧予備電力によって電気を使用した場合を除きます。）の基本料金は、半額といたします。

契約電力 1 キロワットにつき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	2,323 円 20 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	2,312 円 20 銭

(2) 電力量料金

電力量料金は、その1月の平日休日別の使用電力量によって算定することとし、夏季に使用された電力量には夏季料金を、その他季に使用された電力量にはその他季料金をそれぞれ適用いたします。

イ 平 日

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	31 円 19 銭	29 円 86 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	30 円 96 銭	29 円 65 銭

ロ 休 日

		夏季料金	その他季料金
1 キロワット時につき	標準電圧 20,000 ボルトで供給を受ける場合	28 円 94 銭	27 円 80 銭
	標準電圧 60,000 ボルトで供給を受ける場合	28 円 74 銭	27 円 63 銭

(3) 力率割引および割増し

イ 力率は、その1月のうち毎日午前9時から午後11時までの時間における平均力率（瞬間力率が進み力率となる場合には、その瞬間力率は、100パーセントといたします。）といたします。この場合、平均力率は、当社

が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等に定めるところにより算定された値といたします。

なお、まったく電気を使用しないその1月の力率は、85パーセントとみなします。

ロ 力率が、85パーセントを上回る場合は、その上回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割引し、85パーセントを下回る場合は、その下回る1パーセントにつき、基本料金を1パーセント割増しいたします。

6 使用電力量の計量

使用電力量の計量は、原則として平日休日別に行ないます。この場合、それぞれの使用電力量の計量は、標準的な電気供給条件 23（使用電力量等の計量）に準ずるものといたします。

7 契約期間

契約期間は、次によります。

- (1) 契約期間は、需給契約が成立した日から、料金適用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先だってお客さままたは当社から別段の意思表示がない場合は、需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (3) 当社は、(2)により需給契約を継続する場合は、継続される契約期間のみを電子メールの送信または電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。
- (4) 契約期間満了に先だって、原則として他の契約種別に需給契約を変更することはできません。

8 その他

- (1) お客さまが希望される場合は、標準的な電気供給条件の特別高圧電力Aに

準じ、標準的な電気供給条件の特別高圧予備電力を契約することができます。ただし、この場合の特別高圧予備電力の基本料金および電力量料金は、次により算定いたします。

イ 基本料金

基本料金は、電気の使用の有無にかかわらず、予備線については標準的な電気供給条件の特別高圧電力Aの基本料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の5パーセント、予備電源については標準的な電気供給条件の特別高圧電力Aの基本料金（電気を使用する場合のものといいたします。）の10パーセントに相当するものを適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、契約電力は、基本料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

ロ 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量につき、5（料金）(2)の該当料金を適用いたします。ただし、常時供給分と異なった電圧で供給を受ける場合には、使用電力量は、電力量料金の算定上、常時供給分の電圧と同位の電圧にするための損失率で修正したものといたします。この場合の損失率は、3パーセントといたします。

(2) この供給条件に定めのない規定については、標準的な電気供給条件の特別高圧電力Aにかかわる規定を準用するものといたします。

(3) この供給条件の実施上必要な細目的事項については、Ⅱ（実施細目）によるものといたします。

Ⅱ 実 施 細 目

1 適 用 範 囲

この供給条件から他の契約種別に変更された後1年に満たないお客さまについては、原則としてこの供給条件を適用いたしません。

2 そ の 他

(1) 標準的な電気供給条件の特別高圧自家発補給電力Aとあわせて電気の供給を受ける場合は、次により取り扱います。

イ 特別高圧自家発補給電力Aの料金は、標準的な電気供給条件17（特別高圧自家発補給電力）(1)ハの料金を適用して算定いたします。

ロ 特別高圧自家発補給電力Aと同一計量される場合の「基準の電力」は、原則として次のいずれかを基準として平日休日別に決定するものいたします。この場合、いずれを基準とするかはあらかじめ負荷の実情に応じお客さまと当社との協議によって定めておくものとし、特別高圧自家発補給電力Aの使用のつど選択することはできません。

(イ) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前月または前年同月における特別高圧ウィークエンド電力Aの平日休日別の平均電力

(ロ) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3月間における特別高圧ウィークエンド電力Aの平日休日別の平均電力

(ハ) 特別高圧自家発補給電力Aの使用の前3日間における特別高圧ウィークエンド電力Aの平日休日別の平均電力

(2) お客さまが、新たに当社との需給契約を開始され、または契約電力を増加された後1年に満たないで、需給契約を廃止しようとし、または契約電力を減少しようとする場合には、標準的な電気供給条件46（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう料金の精算）および47（需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算）に準じて精算いたします。

なお、この場合、契約電力を減少しようとするときの平日休日別の使用

電力量は、減少後の契約電力を上回る契約電力分と残余分の比であん分して
えたものといたします。

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、令和5年6月1日から実施いたします。

2 この供給条件の実施等にもなう切替措置

この供給条件実施の日を含む料金の算定期間の料金の算定にあたっては、標準的な電気供給条件 24（料金の算定）および標準的な電気供給条件 25（日割計算）に準じて日割計算を行ない、料金を算定いたします。

別 表

休日扱い日

この供給条件において、休日扱い日とは、次の日をいいます。

- (1) 土曜日
- (2) 日曜日
- (3) 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- (4) 1月2日，1月3日，1月4日，5月1日，5月2日，12月30日および
12月31日